

令和2年度農山漁村体験ツアー誘客促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少、或いは減少する可能性のある農林漁業者が提供する農山漁村の地域資源を活用した体験メニューの誘客促進を図るため、愛媛県補助金等交付規則(平成18年愛媛県規則第17号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、体験メニューの利用料金の割引を実施する農林漁業者に対して、予算の範囲内で農山漁村体験ツアー誘客促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付する。

(計画の認定)

第2条 この要綱に基づく補助金の交付を受けようとする体験メニュー提供者は、認定申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出し、利用料金割引に関する計画の認定を受けなければならない。

2 知事は、第1項の規定による認定申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認められるときは認定の決定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

(事業内容の変更等)

第3条 前条の規定による認定の通知を受けた者(以下「認定事業者」という。)が実施事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ変更(中止)認定申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は、前項の規定による変更認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは変更認定の決定を行い、認定事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定による中止申請書を知事が受理したときは、第2条第2項の規定による認定は、効力を失うものとする。

(交付申請等)

第4条 認定事業者は、事業完了をもって、遅滞なく、補助金交付申請書兼請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

また、認定を受けた補助期間途中での交付申請を希望する場合は、対象期間の実績に基づき、遅滞なく、補助金交付申請書兼請求書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第5条 知事は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金の交付を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

2 申請者の実績報告は、前条に規定する申請書の提出をもって替えるものとする。

3 第1項の交付決定をもって、補助金の額を確定したものとみなす。

4 前項の確定を行ったあとに、補助金を交付するものとする。

5 交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失は、認定事業者の責任とする。

(認定の取消し等)

第6条 知事は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、認定を取り

消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他事業の施行について不正の行為があったとき。

(加算金及び延滞金)

第7条 認定事業者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 認定事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期にまでに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(報告の徴収等)

第8条 知事は、認定事業者に対し、事業の進捗状況、経理状況等について報告を求め、又は検査を行うことがある。

(補助金の経理)

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者は、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類の保管は、事業完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行し、令和3年3月31日までとする。

なお、令和3年3月31日までに交付決定された補助金については、翌年度以降においてもその効力を有する。